

副 本

令和元年度

第3回 理 事 会 議事録

日 時：令和元年 9月 5日（木）15：00

場 所：豊浦町社会福祉協議会 会議室

社会福祉法人 豊浦町社会福祉協議会

会議日程

1. 開会

2. 報告

3. 議長選任(定款30条) 氏名 高橋澄久

4. 議事

報告第1号 会長の職務執行状況について

報告第2号 社会福祉充実残額の計算結果について

報告第3号 令和元年度事業経過について

報告第4号 令和元年度定期監査(第1四半期)について

議案第1号 社会福祉法人豊浦町社会福祉協議会慶弔規程の一部変更について

5. その他

①今後の会議等の予定

*9月28日 ふれあい広場・中央公民館

*10月11日(予定) 徘徊者搜索模擬訓練・第1・第2・第3自治会

*10月17・18日 役員先進地事例研修・北斗市、七飯町

*10月20日 胆振母子福祉連絡協議会研修交流会・とわに一

*10月28・29日 胆振管内市町社協会長・局長会議・登別市

*10月29日 在宅介護講座・中央公民館

*10月下旬 第2四半期会計監査

※11月 札文華地区不明者搜索訓練

6. 閉会

会議録

1. 日 時 令和元年9月5日（木） 15:00 開会 15:45 閉会
2. 場 所 豊浦町社会福祉協議会 会議室
3. 出席者 高橋澄久、栗山明男、春日谷賢一、西憲義、阿部満、大野純一、中川百合子、神山和也、林哲彦、佐々木雪江
- 監事 前野俊春、河合旬
欠席者 仲田駿介、長谷川幹雄、長田智津子、武田貴博
- 事務局 高橋幸一、塚田淨、浅野知佐子
4. 議長 高橋 澄久
5. 議事録署名人（監事） 前野俊春、河合旬

会議の経過

（開会宣言）

事務局長 これより、第3回理事会を開かせていただきます。出席者の確認でございますが、ただいま出席をいたしている理事数は14名中10名でございます。よって半数を超えておりますので会議は成立をいたしております。なお、仲田会長からは、体調不良のため本日は欠席をさせていただきたいと連絡をいたしております。また、長谷川副会長にあっては他の会議と重なっているため失礼をさせていただくということでございます。また、長田理事は只今入院中ということで失礼をさせていただきます。武田理事につきましては、仕事の関係で出席できないということでございます。以上のとおり欠席の報告をいたしておりますので、お知らせをさせていただきます。それでは開会に先立ちまして、仲田会長が欠席しておりますので、高橋副会長の方から開会のご挨拶をいただきます。

高橋副会長 ～挨拶～

【議長選出】

事務局長 それでは、次に議長の選出でございますけれども、定款の30条で、出席をされている理事の中から互選により議長を選ぶこととなっておりますが、慣例によりまして、本日、会長の代理を務めていただきます高橋副会長に議長をお願いすることでよろしいでしょうか。

理事全員 よろしいです。

事務局長 ありがとうございます。皆さんのご同意いただきましたので、この後の進行については高橋副会長の進行でお願いいたします。

報告第1号 職務の執行状況の報告について

議長 それでは進めさせていただきます。報告事項1から4まで一括報告お願いします。

事務局長 報告1号から4号まで一括してご説明させていただきます。まず議案1ページ、報告第1号、職務の執行状況の報告についてでございます。こちらにつきましては、社会福祉法第45条の16第3項及び定款第21条第4項の規定により会長の職務の執行状況について報告するものでございます。1、報告の期間は平成31年4月1日から令和元年8月31日までの5ヶ月間です。2、職務執行状況の概要でございます。こちらにつきましては、毎回似たような内容の報告となっておりますが、会長にあっては週に1回程度、週の初めに事務所に出所していただきまして、各種の決裁の処理を行うとともに、事務事業の運営についてご報告をし、それに関する報告・連絡・相談を行いながら必要な指示をいただいて社協事務の円滑な運営に努めているところでございます。また、4月・5月、こちらにつきましては、どちらの団体もそうですが、新年度の始まりというようなことから、当会におきましても理事会、評議員会などの重要な会議を開催いたしました。本年は特に理事並びに監事の任期満了によります、新たな役員の選任という大きな議案がございました。こちらにつきましても理事会、評議員会において、理事会で内定いたしました推薦候補について全員を承認いただき、その後引き続き開催しました理事会におきまして、会長・副会長の選任を行ったところでございます。また、社協が所管しております各福祉関係団体の総会等も、4月5月を中心に行われまして、それぞれ各福祉団体の総会に会長が出席いたしまして、連携、協力に努めたという内容でございます。その他に、8月8日に大岸の駅前にありますはまなす団地で火災が発生し、状況につきましては、スプレー缶がコンロ付近にあり、加熱により破裂したというような状況でございますが、住宅内部1戸全焼、その他に隣宅も消火活動の関係で損傷ということで、日赤分区の事務局担当しております社協の職員2名を現場に赴かせ、罹災者の支援について状況を確認に行ってきましたということです。幸いしまして住宅は損壊いたしましたが、火元となった住宅の方については火傷、隣の方については不在で身体への影響はありませんでした。ですが、住宅の内部が傷んだということから、火元の方については町の方で別な住宅を用意し、また、隣の方については大岸にお身内の方がいらっしゃるということで、当面の対応としてそちら方にお世話になるということで、社協として直接の支援はございませんでした。それから主な業務の内容としましては、2ページの方に掲載しておりますとおり、こちらの表につきましては会長の専決規定によりまして、会長が専決する項目の仕事について、あったかなかつたのかということで、黒丸を付けた箇所については処理を行ったということでございます。また、9号の寄附金の受入れにつきましては、3名の方から寄付をいただきました。次に、欄外ではこの間の会議、行事等を掲載してございますので、こちらについてはお目通しをいただければと思います。

報告第2号 社会福祉充実残額の計算結果について

事務局長 続きまして3ページですが、報告第2号、社会福祉充実残額の計算結果についてでございます。平成30年度会計収支決算に基づく社会福祉法第55条の2第1項に定める社会福祉充実残額の計算結果について報告するものでございます。計算の結果といたしましては、こちらに記載しているとおり残額は生じませんでした。ちなみに社会福祉充実残額とはどういうものかということをこの枠内に書いておりますけれども、福祉法人によっては多額な内部留保を持つ

ている法人もあるということから、これらの多額な内部留保を適正に社会福祉事業に投下していくということで、額を超えた法人については社会福祉充実計画を作つて知事へ提出し、計画に沿つて資金を活用して地域福祉の充実に活用していくという趣旨のものでございます。当会の30年度決算に基づく福祉充実残額の計算方法ですが（概略）となっております。社会福祉法人によっては福祉施設を経営している法人もございますし、当会のように福祉施設を経営していない法人もあるということで、それぞれ計算の仕方が違います。当会は福祉施設を保有・運営していない法人に該当していますので、計算の方法については、下に書いてある内容でございます。この計算によりまして30年度決算における社会福祉充実残額については、マイナス18,047千円ということでございますので、充実残額は0円という結果になってございます。

報告第3号 令和元年度事業経過報告について

事務局長 次に4ページ、報告第3号、令和元年度事業経過報告についてです。平成31年4月1日から令和元年8月までの事業実施経過について報告をさせていただくものでございます。内容については塚田係長からご説明させていただきます。

塚田係長 それでは、別紙の方になりますけれども事業経過報告書をご覧いただきたいと思います。まず報告の期間ですけれども、平成31年4月1日から令和元年8月31日となってございます。その下の主な事業の実施状況でございますけれども、①番有償ボランティア制度運営事業ということで、こちらは高齢や身体的なことで日常生活の動作に困難をきたしている人とお手伝いができるボランティアとをマッチングさせることにより、地域での安心な生活継続に資するものでございます。また、低額な謝礼を行うことにより、依頼者の精神的な負担の軽減とボランティアの活動意欲の向上につなげるものでございます。町内の広報によりまして活動に参加するボランティアの募集を行い、また事業内容について町内へ周知を行っております。ボランティアの登録人数が17人、利用状況でございますけれども、9人28回という実績でございます。ボランティアの内容ですけれども、ほとんどが家事支援ということで、だいたいが掃除が多いのかなというところです。原則2名体制で入っておりますけれども、今後状況をみながらこちらの方を改善していく予定でございます。続きまして②番の介護業務担い手確保緊急対策事業でございます。こちらにつきましては本年度における現時点での申込はございませんと記載しておりますが、昨日、1件申込がございまして、やまびこデイサービスで働いている方になりますけれども介護福祉士実務者研修を受講されるということで、現時点1名の応募がございます。続きまして③番ふれあい健康づくりスポーツ大会、6月22日に開催しまして、役員・ボランティア・引率者含めまして181名が参加しております。それから④番、障がい者・児相談支援事業につきましては、現時点で担当利用者数が33名で、内5件が児童ということになりまして、年々増加傾向でございます。⑤番、配食サービス事業、「成」という字が入っておりますので削除していただければと思います。8月までの実績でございますが、実利用人数が14名、延べ配食日数が59日、延べ配食数が558食となってございます。続きまして次のページになります⑥番、福祉団体事業関係でございます。こちらにつきましては、高齢者クラブ連合会・身体障害者福祉協会・睦会・遺族会・高齢者事業団・共同募金委員会・日赤豊浦分区ということで載せてございますので、ご一読いただければと思います。⑦番、外出支援サービスモデル事業でございます。こちらにつきましては、介護事業における通院移送サービス事業を補完しまして、送迎を通じて利用者の在宅生活維持を図るというもので

ございます。現在までの利用者数が 6 名、利用回数 10 回。内容としましては、市立室蘭総合病院、製鐵病院、大川原病院、母恋クリニック、とうやこサテライトに通院される方の送迎を行っております。⑧番、いきいきサロンの開催及び地域サロンの実施支援でございますけれども、3 地区ですが市街、大岸、礼文華において、毎月 1 回開催するとともに、その他に 7 自治会の 5 地域サロンに対しても支援を行っております。なお、本年 5 月に旭町自治会において、あさひサロンが発足しております。こちらの方の支援も行っております。⑨番、情報公開の推進、それから⑩番、職員の資質向上の取り組みがございまして、その次の⑪番、新規になりますけれども、子ども食堂、フードバンク活動の協力支援ということで、今年度 N P O 法人ワーカーズコーポ室蘭事業所が実施する活動に、相談並びに受付等の協力支援を行っております。子ども食堂につきましては、豊浦豊和会さんの協力を得まして、夏休み期間中に 2 回実施することとしておりましたが、周知不足等により利用者はございませんでした。それからフードバンクにつきましては、3 名の方から 4 回にわたり食材の提供をいただき、当会がその保管と取次を実施しております。実績といたしましては昨年度 1 名、今年度 1 名の利用がございました。事業経過報告につきましては以上です。

報告第 4 号 令和元年度第 1 四半期会計監査報告について

事務局長 議案書 5 ページです。報告第 4 号、令和元年度第 1 四半期会計監査報告についてでございます。こちらにつきましては、定款第 22 条の定めにより令和元年 7 月 29 日に監査を受けましたので、その結果を報告するものでございます。監査の結果にいたしましては、次のページに監査報告書を添付しておりますのでご一読していただければと思います。監事さんに監査をしていただきまして、経理処理、事業の運営等について適正であるとご意見をいただいております。なお、資金の収支状況について、予算執行状況表を添付しておりますので、浅野主任の方からご説明いたします。

浅野主任 それでは、別綴りになります。6 月末現在での予算執行状況についてご説明いたします。まず収入の部ですけれども、会費収入 6 月末現在で 2,000 円の収入となっております。一般会費収入 0 円で、特別会費収入が 2,000 円となっております。6 月末現在では一般会費を各自治会さんにですとか、特別会費のお願いをしておりませんので、7 月以降の収入として入ってくる予定となっております。次に寄附金収入です。4 月に 50,000 円の寄付をいただいておりまして、現在 3 件の寄付をいただいております。次に補助金収入ですけれども、6 月末現在で、14,949,162 円の収入となっておりまして、内訳としましては町の運営費補助金収入として 13,435,000 円となっておりまして、町の補助金は分けて入ってくることになっておりますので半分の収入となっております。その他に配食サービスの 700,000 円が収入として入っております。次に共同募金配分金収入ですが、814,162 円の収入となっております。次に受託金収入ですが、6 月末現在合計が 1,985,000 円、内訳が、町の受託金収入として支え合い町づくり事業受託金の 100,000 円、生活支援コーディネーター受託金として 1,885,000 円が収入となっております。次に貸付事業収入ですけれども、こちらはたすけあい金庫償還金収入で、6 月末で 75,000 円の収入となっております。次に事業収入ですけれども、合計で 127,110 円となっておりまして、内訳が参加費収入、サロンの参加費収入と障害者福祉サービス費収入となっております。次のページ負担金収入ですが、配食サービスを利用されている方の負担金で 58,200 円の収入となっております。その他の収入で 6 月末現在で 110,654 円となっております。事業活動収入の計ですが 17,357,126 円となっ

ております。次に支出です。人件費支出で 8,799,787 円となっております。職員の給与ですとか手当等の支出です。その下、事業費支出すけども 6 月末現在で 381,566 円の支出をしております。内訳としましては車輌費で 213,166 円、業務委託費で 168,400 円となっております。その次の事務費支出ですが、728,083 円となっておりまして、事務消耗品、光熱費等となっております。次に貸付事業支出、たすけあい金庫の貸付金として 30,000 円の貸付けをしております。その下、共同募金配分金事業費すけれども、サロンやボランティアセンター運営費として 209,910 円の支出となっております。次に 107 番助成金支出です。助け合いチーム活動助成金とふれあいスポーツ大会助成金で 72,600 円の支出をしております。その下、負担金支出で 25,500 円支出しております。事業活動支出の計ですが、10,247,446 円となっておりまして差額が 7,109,680 円となっております。施設整備等の収入はございません。支出の方もございません。その他の活動についても収入、支出ございませんので、6 月末現在の資金収支差額の合計が 7,109,680 円となりまして、当期末支払資金残高で 12,107,300 円となっております。以上です。

議長 それでは、1 から 4 までの報告につきまして、まず報告第 1 号の職務の執行状況について質問等ございませんか。

理事全員 ありません。

議長 次に報告第 2 号の社会福祉充実残額計算結果についてはどうですか。

理事全員 ありません。

議長 報告第 3 号事業経過報告についてはどうでしょうか。

理事全員 ありません。

議長 それでは第 4 号の定期監査についてはどうでしょう。

理事全員 ありません。

議長 報告 1、2、3、4 号一括して質問等ございませんか。

理事全員 ありません。

議長 それでは承認されましたので、次にはこばせていただきます。

議案第 1 号 社会福祉法人豊浦町社会福祉協議会慶弔規程の一部変更について

議長 議案第 1 号、社会福祉法人豊浦町社会福祉協議会慶弔規程の一部変更について事務局より説明願います。

事務局長 それでは 7 ページをご覧下さい。議案第 1 号、社会福祉法人豊浦町社会福祉協議会慶弔規程の一部変更についてでございます。社会福祉法人豊浦町社会福祉協議会慶弔規程の一部を次のように変更したいので承認を求めるものでございます。議案の朗読は省略させていただきまして、提案の理由でございます。慶弔費支給の対象者並びに支給金額を定めることにより、取扱いの均一性を図るため必要な変更をさせていただきたいというものでございます。内容につきましては、別にお配りしております、新旧対照表の方でご説明をさせていただきます。表の左側が変更(案)です。真ん中が変更の理由、右側が現行の規程となっております。まず、第 2 条の定義でございますけれども、現在の規程をこのまま読んでいきますと、現在、在任する役員・職員ということになりますが、実状といたしましては、長年理事・監事等でご協力いただいて、退任された後に不幸にも亡くなられて、あるいは災害に遭われたということで、必要な香典あるいはお見舞い等をお出しした例がございます。それはその都度、第 3 条の(5)にあります、会長が特に必要と認めたとき、というこの文言を援用いたしましてお渡ししているのですが、やはり判断に迷うということをございまして、その辺の整理をしたい、ある程度記載して判断に困らないようにしたいということが今回の目的でございます。まず第 2 条すけれども、こちら変更後

については、アンダーラインを引いております、「現に在任（職）する次の者とする」ということです。「ただし、慶弔の内容により退任後であっても、これに準ずることができる」というように、退任した後でも一定の条件に合えば、慶弔規程を適用するということでございます。ただし、これについて職員はあくまでも在職中ということで、退職した後についてはこれに該当しないということでございます。これにつきましては、ボランティア的にご協力いただいている役員さんと、勤め人である職員とは明確に区別をしたいと思います。第3条、対象者でございますが、まず変更後ですが、本人が福祉に関する知事表彰、大臣表彰若しくは褒章、叙勲を受けたときはお祝金を出すというようにしております。ただし、退任後5年以内の場合は、在任者と同じように対象とするというようにしたいと思います。また、（2）の亡くなったときですが、こちらにつきましては、ただし理事及び監事にあたっては、通算して6年以上在任し、かつ、退任後6年以内にお亡くなりなったときは香典をお出しするようにしたいと思います。（3）の配偶者がお亡くなりなった場合ですが、これは現行のとおりで、在任中にこのようなことがあった場合は、香典をお出しするというようにしたいと思います。また、（4）の災害により家屋（居住用）と限定しておりますが、家屋を滅失したとき、火事や災害で家屋が全壊で住めるような状況ではないという場合には、お見舞金をお出しするというようにしたいと思います。（5）につきましては、現行のとおり、想定外のお祝い或いはご不幸があった場合には、会長が特に必要と認めた場合にはお祝い、慶弔、お見舞いをお出しするというように、そのまま残しておきたいと思います。第3条の2項ですけれども、こちらは新たに規程するものです。現在の規程では金額の定めがありませんので、出すときにその都度迷うものですから、今回新たに金額も定めたいと思っております。まず、第1号に定める表彰等でのお祝いですけれども、こちらは1万円。それから第2号のお亡くなりになった場合の香典ですけれども、こちらも1万円。第3号の配偶者がお亡くなりになった場合の香典については5千円。第4号の、家屋を滅失したときのお見舞金については3万円というように定めたいと思います。いずれについても一般的な金額というようにしたいと思いますが、第4号の家屋を滅失したときのお見舞金の3万、こちらの金額につきましては、参考として、町の方でも災害の見舞金の要綱がございまして、被災した方が世帯主で住宅が全焼・全壊した場合については10万円以内の見舞金、半焼・半壊は5万円以内、それから一部損壊・床上浸水の場合は3万円以内のお見舞金を出す、というように町の要綱がございます。また、これとは別に、北海道共同募金委員会からもお見舞いがございまして、こちらにつまでは、住宅を全焼した場合は2万円。それから半焼の場合は1万円のお見舞金が共同募金会からいただけることになっております。いずれの場合も本人の故意又は重大な過失の場合は、対象外としております。このようなことを参考にいたしまして、社協としては共同募金会よりも少し多めで、町よりは少し少ないということで3万円というようなお見舞金にさせていただければと思っております。（5）の会長が特に認める場合のお祝金或いはお見舞金等については、その状況を鑑みましてその都度会長が定めるというようにいたしたいと思います。附則といたしまして、変更後の規程でございますが、今日の理事会でご承認いただければ明日から実施するということでいたしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

- 議長 説明が終わりました。質問はありませんか。監事さん、どうですか。
理事全員 ありません。
議長 ではこのように決めてよろしいでしょうか。
理事全員 はい。
議長 ではこのように決しました。これで議案は終わりましたが5番目のその他、事

事務局長 務局からお願いします。

その他といたしまして、今後の予定でございますけれども、まず今月28日にはふれあい広場健康まつり in 公民館という一大イベントがございます。10時から午後1時まで、一部スポーツセンターの方も使いますが公民館で、行事がございますので是非とも皆さんご覧になっていただければと思います。10月に入りまして、11日と書いてございますが15日に、例年行っております徘徊捜索模擬訓練を今年は第1・第2・第3自治会を対象に行うこととしておりますが、こちらにつきましては伊達警察署の方からもご協力をいただきしております、警察署のいろいろなご都合もありまして、15日ということにさせていただきたいと思います。それから10月17日・18日につきましては、先にご案内をしておりますけれども、役員の先進地事例研修ということで、北斗市と七飯町へ行きたいと思います。まだご返事をいただいている方につきましては、是非とも参加をいただきたいと思います。それから20日ですが、胆振管内の母子福祉連絡協議会研修交流会、こちらにつきましては持ち回りで行っているものですが、今年は豊浦の当番ということで、とわに一で実施されることになっております。それから、28日・29日には登別市で胆振管内市町社協会長・局長会議が予定されております。それと同じく29日ですが、初めての取り組みですが、北海道社協が主催をいたします在宅介護講座、こちらは各市町村に出向き、講師は道社協から参りまして在宅介護の講座を行うのですが、それに手を上げましたところ29日に公民館の方で開催することとなっております。また、近くになりましたらご案内をいたしますので、興味のある方は是非ともご参加いただければと思います。それから10月下旬には第2四半期の会計監査をいただくこととなっております。また、今年は礼文華自治会の方から申し出がございまして、不明者の捜索訓練を独自に礼文華自治会で行いたいということで、そちらのお手伝いもさせていただくということで、詳細について後で打ち合をせさせていただくこととなっております。最近、礼文華に住民の方で行方不明になって水路に落ちていたところ、発見され命には別状無かったようですけれども、そのような事故があつたということで独自に礼文華自治会の方で取り組みたいということです。他の自治会でももしございましたら、声を掛けていただければ対応させていただきたいと思いますのでご検討をお願いいたします。今後の予定については以上の内容でございます。

議長 よろしいですか。

理事全員 はい。

議長 予定されていた内容が協議されたのですけれども、最後に皆さんから何かございませんか。

河合監事 うちの町内で、娘と母親の二人暮らしの方がいまして、7時頃、母親がいなくなつたということで町内の何人かで探したのですけれども、豊浦と大岸の駐在所でも来ていただいて探していたのですが、隣の町内の公営住宅の方に保護していただいておりまして、小学生がラジオ体操を行つたら見たことのないおばあちゃんがボーっとしているのを見て、おばあちゃんにイスを用意してあげて、家族が迎えにくるまで

声をかけたりしながら付いていてくれたというホットなニュースがありました。

議長 身近なところで助け合いの良いニュースがあったということでした。

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

なければ、以上で閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

会長

会議録署名人

監事

監事

議事録調整者

調整者 浅野知佐子